

岐 阜 歯 科 学 会 会 則

総 则

- 第 1 条 本会は岐阜歯科学会とよぶ。
- 第 2 条 本会は歯学ならびにこれと密接な関係がある科学の進歩と向上とをはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所を朝日大学歯学部内におく。
- 第 4 条 本会の目的を達成するためつぎのことをおこなう。
1. 総会および例会
 2. 学術雑誌の発行
 3. その他必要な事業
- 第 5 条 本会を運営するためつぎの機関をおく。
- 総会 評議員会 理事会 常任理事会
- 第 6 条 本会の事業を達成するためつぎの部をおく。
- 庶務部 編集部 事業部 会計部

会 員

- 第 7 条 本会の会員は、つぎの項目に該当するものをもって構成する。
1. 正会員
 - イ. 朝日大学教員
 - ロ. 朝日大学歯学部大学院生、研究生および専攻生
 - ハ. 正会員の紹介で、本会の趣旨に賛同する者
 2. 学生会員

朝日大学歯学部の学生（5学年および6学年）
 3. 賛助会員

本会の趣旨に賛同する個人ならびに団体
- 第 8 条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込用紙に記入し、会費を添えて本会事務所に申し込み、常任理事会の承認を受けるものとする。
- 第 9 条 会員で転居もしくは退会しようとするときは、その旨をすみやかに本会事務所に届け出ること。ただし、既納の会費は返却しない。
- 第 10 条 会員で功績顯著な者、または歯学に功績のあった者を、常任理事会、理事会および評議員会の推薦をうけ、総会の承認を得て名誉会員にすることができる。
- 第 11 条 会員で本会の体面をかけし、または会員としての義務を怠る者は、常任理事会、理事会および評議員会の決議を経て、総会で除名することができる。
- 第 12 条 会費を3年以上滞納した者は、退会扱いとする。

機 関

- 第 13 条 総会は会務総会と学術総会とにわけ、会務総会は正会員をもって構成し、毎年1回開催して会務報告および議案などの審議をおこなう。
- 学術総会は学術研究のための総会で、広く会員以外の参加をみとめる。
2. 会務総会の議長はその都度選出する。
 3. 会務総会の議決は、出席者の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成を要する。
 4. 臨時の会務総会は、正会員の $\frac{1}{3}$ 以上の要請があったとき、会長はこれを開催しなければならない。
- 第 14 条 理事会および評議員会は、会務総会にかわり本会の重要事項について審議する。
2. 理事会は会長が必要と認めたときあるいは理事会の $\frac{1}{3}$ 以上の要請があったとき、会長はこれを開催しなければならない。
 3. 評議員会は会長が必要と認めたときあるいは評議員の $\frac{1}{3}$ 以上の要請があったとき、会長はこれを開催しなければならない。
 4. 総会は会長が必要と認めたときあるいは正会員の $\frac{1}{3}$ 以上の要請があったとき、会長はこれを開催しなければならない。
- 第 15 条 常任理事会は会長、副会長および常任理事で構成し、本会の事業を達成するための会務をおこなう。

なお、議案の内容に応じて、会長は幹事および監事の出席を要請することができる。

事 業

第 16 条 本会の事業としてつぎのことをおこなう。

1. 学術総会 毎年 1 回開催する。
2. 例 会 原則として隔月に開催する。ただし、必要に応じて隨時開催することができる。
3. 本会の機関誌「岐阜歯科学会雑誌」の発行
4. 第 4 条第 3 項の事業

役 職

第 17 条 本会につぎの役割をおく。

会長 1 名	副会長 1 名	常任理事 4 名
理事 相当数	評議員 相当数	監事 2 名
幹事 若干名		

2. 本会の役職の職務

1. 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときには会務を代行する。
3. 常任理事は本会の各部を担当し、会務を執行する。
4. 理事は理事会を構成し、会務を審議する。
5. 評議員は評議員会を構成し、会務を審議する。
6. 監事は本会の会計を監査する。
7. 幹事は常任理事の会務を補佐する。

第 18 条 本会の役職の選出はつぎのように定める。

1. 評議員には、岐阜歯科学会の会員で朝日大学歯学部の教授、助教授および講師があたる。なお、評議員には、この他に 5 名の学内外評議員および 3 名の学生評議員をおく。この学内外評議員および学生評議員は自薦および他薦を認め、申請を受けたのち、常任理事会でこれを決め、会長が委嘱する。
2. 理事には、評議員のうち朝日大学大学院歯学研究科委員会に在籍する教授があたる。
3. 任期満了にともなう会長の選出は、2 月の理事会(朝日大学大学院歯学研究科委員会)でおこなう。
4. 副会長、常任理事および監事は、理事および評議員の中から会長が委嘱する。
5. 幹事は各部担当の常任理事が推薦し、会長が委嘱する。

第 19 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、会長、副会長、理事および監事については 3 期以上にわたることはない。

第 20 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は主要な会務について会長の諮問に応ずるものとする。顧問の推薦は評議員会でおこなう。

会 計

第 21 条 本会の経費は、会費(正会員は年 5,000 円、学生会員は年 2,500 円、名誉会員は免除)、補助金、寄付金およびその他の収入でこれにあてる。

第 22 条 本会の会計年度は 4 月に始まり、翌年の 3 月末に終わる。

付 則

第 23 条 会則の改正には総会の議決を必要とする。

本会則は昭和48年 4 月 1 日から施行

昭和49年 1 月 9 日改正	昭和62年 6 月 20 日改正
昭和52年 6 月 22 日改正	平成 3 年 6 月 15 日改正
昭和54年 7 月 7 日改正	平成 7 年 6 月 17 日改正
昭和57年 6 月 19 日改正	平成12年 6 月 17 日改正
昭和60年 6 月 15 日改正	